



福岡医発第 2285 号(地)
令和 6 年 11 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 12）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省より、下記のとおり介護報酬改定に関する Q & A（(Vol. 11)）が発出された旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A 等につきましては、日本医師会ホームページメンバーズルーム内にも掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

記

○令和 6 年度介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q & A 等

・ 日本医師会ホームページメンバーズルーム

<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>

・ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

・ 福岡県医師会ホームページ

<https://www.fukuoka.med.or.jp/doctors/kaigo/houshu/r6.html>

○介護保険最新情報 Vol. 1326

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（(Vol. 11)（令和 6 年 11 月 11 日）」の送付について

（令和 6 年 11 月 11 日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡）

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1420 号（介護）

令和 6 年 11 月 18 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公 印 省 略)

令和 6 年度介護報酬改定に関する通知等の送付について（その 12）

令和 6 年度介護報酬改定に関する告示等につきましては、本年 3 月 21 日付け日医発第 2214 号文書等にて逐次お知らせ申し上げたところです。

今般、厚生労働省より、下記の通り介護報酬改定に関する Q&A（Vol. 11）が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、令和 6 年度の介護報酬改定に関する省令・告示・通知・Q&A 等につきましては、日本医師会ホームページ-メンバーズルーム-介護保険-介護報酬改定に関する情報<令和 6 年度>（<https://www.med.or.jp/japanese/members/kaigo/r06kaitei/index.html>）に順次掲載してまいります。

また、厚生労働省ホームページにおいて、令和 6 年度介護報酬改定関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html）及び介護職員の処遇改善関連ページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202201_42226.html）が開設されていることを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

○介護保険最新情報 vol. 1326

「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 11）（令和 6 年 11 月 11 日）」の送付について
（令和 6 年 11 月 11 日 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

以上

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体 御 中
←厚生労働省老健局 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関する
Q&A（Vol.11）（令和6年11月
11日）」の送付について

計3枚（本紙を除く）

Vol.1326

令和6年11月11日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3979)

FAX : 03-3503-7894

事 務 連 絡
令和6年11月11日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.11）（令和6年11月11日）」
の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.11）（令和6年11月11日）」を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏なきよう、よろしくお願い申し上げます。

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 11)

(令和6年11月11日)

【訪問介護】

○ 特定事業所加算（④月の途中で居住地が変わった場合）

問1 特定事業所加算（Ⅴ）の体制要件における中山間地域等に居住する者への対応実績を算定する際、利用者が転居等により月の途中で中山間地域等からそれ以外の地域に居住地が変わった場合は、利用実人員の算定対象としてよい。
--

（答）

- ・ 利用者が中山間地域等に居住している間に、実際にサービス提供を行った実績がある場合は、その月における利用実人員として算定することができる。

※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (令和6年3月15日) 問4は削除する。

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護】

○ 複数事業所の利用者又は家族からの通報を一体的に受けるオペレーター

問2 定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）第3条の30第3項において「市町村長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」とされているが、例えばA事業所とB事業所との間の契約に基づき、A事業所のオペレーターがB事業所の利用者の分を含めて一体的に通報を受けることとしている場合、当該取扱いをしている時間帯に限り、A事業所において一体的に通報を受けるオペレーターは、人員基準上、B事業所のオペレーターを兼ねていると解してよいのか。

（答）

- ・ お見込みのとおりである。なお、随時対応サービスの一体的実施は、当該事業所が随時対応サービスを行うために必要な情報が随時把握されており、かつ、平均的な随時対応件数を踏まえて適切な体制が確実に確保されており、利用者の心身の状況に応じて必要な対応を行うことができる場合に認められるものであることに留意されたい。

また、この取扱いは夜間対応型訪問介護においても同様とする。